



## 中丸地域説明会

平成22年1月30日（土）

午前10時～12時15分

中丸集会所

出席者 岩崎 横田 加藤 長嶋 海野

庁内検討委員 村田 長島

元懇話会委員 有働 高荷

参加者数 37名”



## 北本市自治基本条例地域別説明会 中丸地域説明会

日 時 平成22年1月30日(土)

午前10時～12時15分

場 所 中丸集会所

参加者 岩崎 横田 加藤 長嶋 海野

村田 長島(庁内検討委員)

有働秀鷹 高荷正春(元委員)

参加者数 37人

### <質疑応答>

質問 懇話会の名称が住民自治条例から自治基本条例に変わったのは何故か。  
また条例の中に、まちづくりという言葉が頻繁に出てきているが、まちづくりと自治との違いはどう区別しているのか。

回答 条例をつくる背景のところでもお話ししましたが、自治基本条例は国が決めた法律に基づいてつくるものではなく、地方公共団体がそのまちでの必要性を認識して取り組みを進めているものです。従いまして、自治基本条例という名称もその条例に規定する内容も決まった形式はなく、そのまちごとに決めていくものと認識しています。

当初は、市民の皆さんが主体となって住民自治を考えながらまちの憲法をつくっていくというコンセプトでスタートしましたので、住民自治条例という名称を使用していましたが、懇話会での議論が進むうちに、条例の名称は一般的に認識されている自治基本条例にしようということで意見がまとまってきました。そのため、平成20年3月末に懇話会の委員の任期が満了し、引き続いて条例を研究・検討する懇話会を組織する際に、自治基本条例制定研究懇話会という名称にいたしました。

まちづくりと自治との区別ですが、この条例は全国で、まちづくり基本条例、自治基本条例、住民自治基本条例など、さまざまな名称でつくられています。懇話会でもまちづくりと自治の用語の違いについていろいろと議論しましたが、ほとんど同意語で、大学の先生の言葉を借りるとまちづくりはムーブメント、自治は仕組みと説明されており、北本市でもみんなで作ってあげていくことをまちづくり、その仕組みや完成したかたちを自治として捉えています。

質問 第5条の市民の権利及び責務のところ「市民は行政サービスに伴う負担を分任しなければならない」と規定しているが、これは条例の運用の仕方を間違えるととんでもないことになる。何故わざわざこのような表現にしたのかが理解できない。また、市民相互の関係を規定しているが、これも運用上難しいのではないか。連携を強制するということは、昔の村八分というようなことが起こる可能性がある。市民と市との関係を明らかにする条例と言っておきながら市民相互のことも条例の中で規定している。かなり危険な条例に感じる。

回答 行政サービスに伴う負担を分任しなければならないという規定は、当初、市民の納税の義務を規定していたものを議会における審査の中で修正した経緯があります。

懇話会でまとまった意見は、日本国憲法に規定されている国民の納税の義務を北本市の最高規範にもあえて重複して規定しようというものでした。

当時、給食費や保育料の滞納問題がマスコミに取り上げられており、市民は権利を行使するとともに、義務も負担しなければならないという懇話会全体の考えがありました。

また、市民相互に連携する努力義務につきましては、やはり懇話会の議論で、市民の自治会への入会を義務付けたいという意見がありましたが、それは憲法や法律に反する部分がありますので、法律に反しないかたちで表現したい。みんなでまちづくりを進めていこうという中で市民が相互に助け合うという「共助」を推進していく部分をきちんと条例の中に表していきたいということでつくられた条文です。

質問 自治基本条例の条文の内容と現状が合わない時、市はどのように対応するのか。

回答 北本市自治基本条例は、北本市のまちづくりにおける最高規範と位置づけていますので、現在運用している条例や規則、要綱等で自治基本条例と考え方が異なる部分については、見直し、修正する必要があります。

意見 市民に対して、分かりやすい条例であってほしい。「～しなければならない」という表現が多く、市民としては腰が引ける感じがして、市民のための条例と受け取ることができない。

回答 条例という例規のかたちに整理してしまうとなかなか市民の皆さんにはなじみがないものなので、分かりづらい表現があるかと思いますが、今後もパンフレット等を使って分かりやすい表現でお知らせしていくよう努めてまいりたいと思います。

意見 参画と協働に焦点を絞って説明してほしい。

回答 ご指摘いただきましたとおり、参画と協働がこの条例の核になる部分です。北本市自治基本条例では、まちづくりの基本として参画と協働、そしてその前提としての情報共有を進めていくことを条文として明らかにしました。しかし、その具体的な進め方や方法については、今後、市民の皆さんと一緒に考えていくこととなります。

意見 市民に対して、説明会開催のアピールが足りなかったのではないかと。

回答 今回の説明会のご案内につきましては、広報とホームページへの掲載、駅及び公共施設の掲示板へのポスター掲示、文書による地域コミュニティ協議会の会長への参加の呼びかけ依頼と各自治会長への参加の呼びかけ依頼をいたしました。

市民の皆さんへの条例のお知らせにつきましては、この説明会ですべて終わりというのではなく、この他にもいろいろと考えられる方法で進めてまいりますので、ご参加いただきました皆様にも参加いただけなかった方へのお知らせをお願いしたいと思います。

今後は、出前講座としてのメニューを整備し、自治会等での条例の説明の要望がございましたらお応えしてまいります。

意見 市民が興味を持てる条例として運用して欲しい。具体策として、市ではどのようなことを考えているのか説明してほしい。

回答 市民の皆さんには、今回のこの地域別説明会で説明資料といたしましたピンク色のパンフレットを広報の3月号と併せて全戸配布する予定です。また、市のホームページにもこれまでの条例制定の経過をすべて掲載しています。懇話会の議事録や配布した資料等もすべて情報公開していますので、そちらもご覧いただけるような工夫をしてみたいと思います。

また、今後の具体的な取組みといたしましては、市民参画を推進する条例と市民と市との協働を推進するための条例を市民参画で進めてまいります。その際には、是非、皆さんのご参加をお願いします。

意見 自治基本条例制定のお知らせに留まらず、制定後の取組みについてもコラムのような形で広報きたもとに載せるなどして、情報発信して欲しい。

回答 自治基本条例は制定して終わりではなく、条例の考え方のもとにまちづくりを進めていくことに意義があると認識しています。必要な条例を市民参画で制定する作業もございますし、また、まちづくりの基本原則として情報の共有も掲げておりますので、ご意見を参考とさせていただき、取り組んでまいりたいと思います。

意見 第5条の市民の責務だけ異質に感じるので、次の見直しで削除してほしい。